

「」の法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不正に侵害するようなことがあつてはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公の業務による行為とするものとする」が、あえて全文を記した。近年、この種の「配慮」条項と呼ばれるものが多発している。本来、表現の自由は憲法で保障されており、その下位の存在の法律でわざわざ大切な命を急いでいる。本書きを入れざるを得ないのは、それだけ当該の法律が表現活動にとつて危険な存在であるかを示していることになる。



「配慮」という欺瞞

やまと 健太
だい けんた

専修大学教授

護法では、ジャーナリズム活動によって政府の不都合な事実が暴露されることを、未然に防ぎたいという気持ちが法条にも表れている。その一方で、国会審議等での批判に対応して、「配慮するから心配に及ばない」としてきたわけだ。
さらに、条文で注目すべきは「不正当ないものを正当とする」という取材行為の免責条項だ。何も言っていないに等しい一文で、法としての明確性や限定性が欠落している。そば違法とみなす、といふことの危険性を指摘しておきたい。いわば警察官が、その意向に従う司法が、ことができる仕組みだからだ。



確かに、ジャーナリストが突然逮捕される事案は起きていない。ただし、この条文が生まれたきっかけは、沖縄返還時に日米間で密約があることを示す秘密電文を、外務省職員から入手し報道した新聞記者の取材手法が、道義的に許されないという理由から裁判で有罪になつたことがあります。この時の最高裁決定がそのまま法律化されてきたわけだが、時の政権の意向で報道が制限される可能性があることを如実に示している。

日本国憲法は5月3日で77年を迎えます。本紙は毎年記念日の3日と、記念日当を伝える4日の紙面は憲法になります。

「憲法『骨抜き』」76年前の喜氏の論考を紹介。4日の17回も憲法。護憲派、改憲派会を取り上げました。

そもそも憲法とは何か。「分かりやすく解説しています。

1月から始めたメトロポリタン十面の連載企画「水紀行—首都圏を巡る」は17日に4回目の掲載をしました。東京都大田区の50代男性から、2回目の「真姿の池湧水群（東京都国分寺市）」について、丁寧なはがきをいただきました。「駅から近い水の名所は少ないので興味が湧いた。足を使った記事で旅行ガイドより読みやすかった」との内容でした。

ただ、單性は、取材起点の西国分寺駅や

時代を読む

確かに、ジャーナリストが突然逮捕される事案は起きていない。ただし、この条文が生まれたきっかけは、沖縄返還時に日米間で密約があることを示す秘密電文を、外務省職員から入手し報道した新聞記者の取材手法が、道義的に許されないという理由から裁判で有罪になつたことがあります。この時の最高裁決定がそのまま法律化されてきたわけだが、時の政権の意向で報道が制限される可能性があることを如実に示している。

以前から国会には、審議時間が20時間を超えたら「審議は尽くした」とする慣習があるようだ。22年の経済安保法も、それに続く今回の経済安保秘密保護法案もそうした最短コースの形式的な審議をたどつて立派化を推進する経済界や政府に「配慮」しているように見えるのが極めて残念だ。

ただし、表現行為に焦点を当てるようになったのは、日本が有事法制を本格的に整備し始めた2000年代に入ってからの明確な傾向と言える。とりわけ緊急事態法と秘密保

「休み」で皆が得をする



2024.4.28